

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 19日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 東京都品川区大崎1-5-1大崎センタービル	
氏名 日鉄エンジニアリング株式会社 代表 取締役社長 石俣 行人	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 03-6665-2000	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日鉄エンジニアリング株式会社
事業場の所在地	東京都品川区大崎1-5-1大崎センタービル
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 81,523万円（前年度実績）
③従業員数	1,453人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	プラスチック製廃容器包装
	排出量	2 t	9 t
	（これまでに実施した取組） 調達品については梱包の簡素化に取り組んだ。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	プラスチック製廃容器包装
	排出量	2 t	5 t
	（今後実施する予定の取組） 従来活動を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 処理委託前に可能な限り分別を実施し「建設混合廃棄物」委託処理量の低減啓発を実施している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 従来通り、「建設混合廃棄物」の排出量の低減を実施する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

コンクリート破片	がれき類（下記以外）	建設系混合廃棄物	
4988 t	1307 t	225 t	t

②計画

コンクリート破片	がれき類（下記以外）	建設系混合廃棄物	
1000 t	1000 t	100 t	t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	プラスチック製廃容器包
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特段実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	プラスチック製廃容器包
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特段の計画はなし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	プラスチック製廃容器包
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特段実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	プラスチック製廃容器包
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特段の計画はなし。		

(第3面－2)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

コンクリート破片	がれき類（下記以外）	建設系混合廃棄物	
0 t	0 t	0 t	t

②計画

コンクリート破片	がれき類（下記以外）	建設系混合廃棄物	
0 t	0 t	0 t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

コンクリート破片	がれき類（下記以外）	建設系混合廃棄物	
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

②計画

コンクリート破片	がれき類（下記以外）	建設系混合廃棄物	
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

(第3面－3)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	プラスチック製廃容器包
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特段実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	プラスチック製廃容器包
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特段の計画はなし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	プラスチック製廃容器包
	全処理委託量	2 t	9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2 t	9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 処理委託実績があり、且つ電子マニフェスト対応可能業者と優先的に契約を結んでいる。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

コンクリート破片	がれき類（下記以外）	建設系混合廃棄物	
0 t	0 t	0 t	t

②計画

コンクリート破片	がれき類（下記以外）	建設系混合廃棄物	
0 t	0 t	0 t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

コンクリート破片	がれき類（下記以外）	建設系混合廃棄物	
4988 t	1307 t	225 t	t
t	t	t	t
4988 t	1307 t	225 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面－1)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	プラスチック製廃容器包
	全 処 理 委 託 量	2 t	5 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2 t	5 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト対応可能な業者は勿論のこと、出来るだけ「優良認定処理業者」と優先的に処理委託契約を結ぶ計画としている		
※事務処理欄			

(第5面－2)

②計画

コンクリート破片	がれき類（下記以外）	建設系混合廃棄物	
1000 t	1000 t	100 t	t
t	t	t	t
1000 t	1000 t	100 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程

燃え殻→遮断型埋立処分（委託）

汚泥（建設汚泥・その他の汚泥）→脱水（委託）

→再生利用（委託）、管理型・安定型埋立処分（委託）

廃油→焼却(委託) →管理型埋立処分（委託）

廃酸・廃アルカリ→中和(委託)・乾燥（委託）→焼却→管理型・安定型埋立処分（委託）

廃プラ→選別・破碎・圧縮・熔融・焼却（委託）

→再生利用（委託）、管理型・安定型埋立処分（委託）

ガラス・陶磁器くず→選別・圧縮・破碎（委託）

→再生利用（委託）、管理型・安定型埋立処分（委託）

がれき類（コンクリート片・廃アスファルト・レンガ破片など）

→破碎（委託）→再生利用（委託）、安定型埋立処分（委託）

木くず・紙くず→破碎（委託）→焼却（委託）、再生利用（委託）→管理型埋立処分（委託）

建設混合廃棄物→選別・破碎・圧縮（委託）→管理型・安定型埋立処分（委託）

日鉄エンジニアリング株式会社の産業廃棄物排出管理体制

